

路外駐車場の設置及び届出の手引き



春日部市都市計画課

令和 7 年 5 月

目 次

I. 路外駐車場について	1
1 路外駐車場とは	
2 路外駐車場に関する法律等	
3 路外駐車場の届出制度	
II. 駐車場法	2
1 構造及び設備について技術基準に適合しなければならない駐車場	
2 駐車場法に基づく届出	
3 路外駐車場の構造及び設備についての技術基準	
路外駐車場設置届チェック表	9
路外駐車場設置（変更）届出書	11
路外駐車場休止届出書	13
路外駐車場再開届出書	14
路外駐車場廃止届出書	15
路外駐車場管理規程チェック表	16
路外駐車場管理規程（変更）届出書	17
駐車場管理規程例	18
III. バリアフリー新法	23
1 バリアフリー新法の対象となる駐車場	
2 バリアフリー新法に基づく届出	
3 路外駐車場移動等円滑化基準	
移動等円滑化基準チェック表	25
路外駐車場設置（変更）届出書に添付する書面	26
IV. 埼玉県福祉のまちづくり条例	27
1 埼玉県福祉のまちづくり条例の対象となる駐車場	
2 埼玉県福祉のまちづくり条例に基づく届出	
3 整備基準	
整備項目表	29
特定生活関連施設新築等届出書	30
特定生活関連施設変更届出書	31
特定生活関連施設新築等完了届出書	32
資 料	
駐車場法（抜粋）	33
駐車場法施行令（抜粋）	34
駐車場法施行規則（抜粋）	37
道路交通法（抜粋）	38
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（抜粋）	38
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（抜粋）	40
移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令（抜粋）	41
埼玉県福祉のまちづくり条例（抜粋）	42
埼玉県福祉のまちづくり条例施行規則（抜粋）	43



I. 路外駐車場について

1 路外駐車場とは

道路の路面外に設置される自動車（大型自動二輪車及び普通自動二輪車を含む。以下同じ。）の駐車のための施設であって、不特定多数の人が利用できる一般公共の用に供する駐車場をいいます。〔駐車場法第2条第2項〕

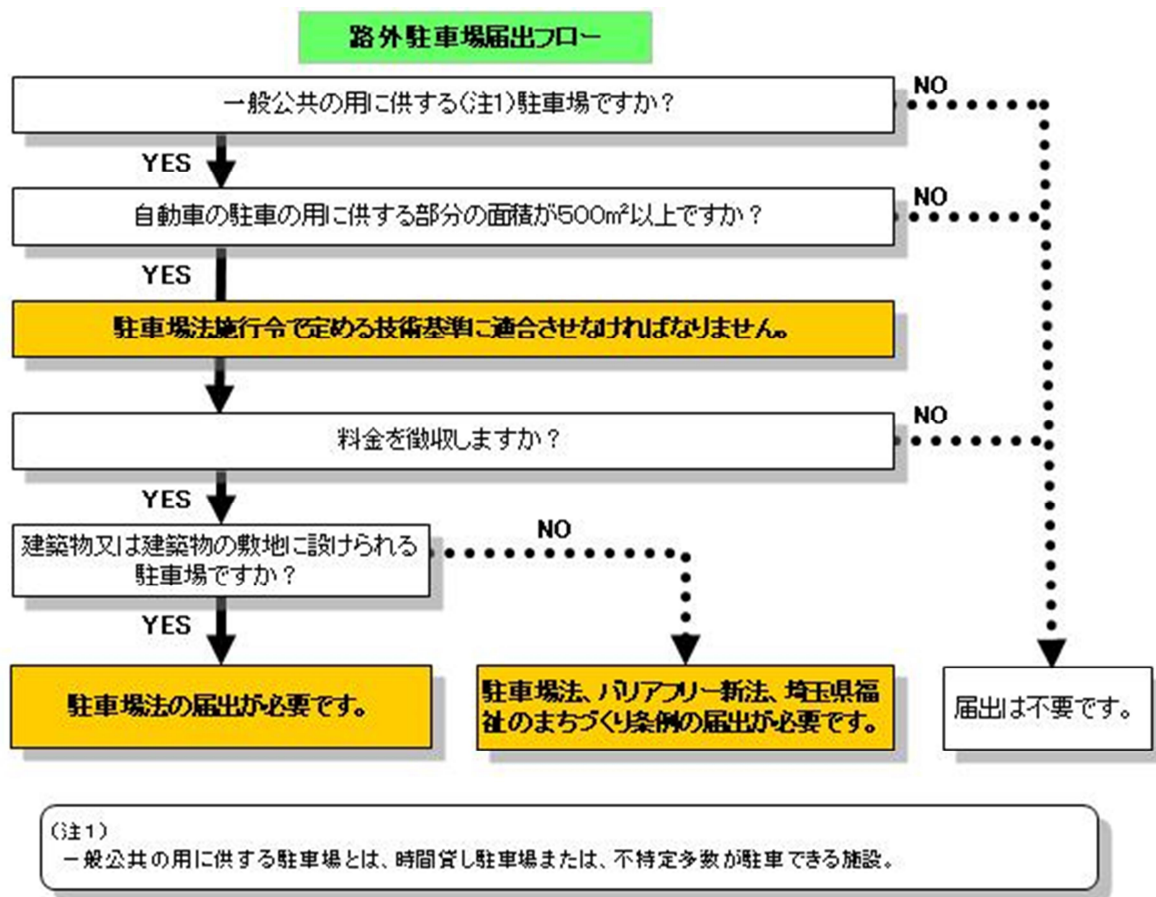
したがって、月極駐車場や社員駐車場等は路外駐車場に該当しません。

2 路外駐車場に関する法律等

路外駐車場に関する法律としては、「駐車場法」（昭和32年法律第106号）、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「バリアフリー新法」という。）」（平成18年法律第91号）があり、それぞれ駐車場を設置する場合の技術基準と届出義務が規定されています。また、埼玉県においても「埼玉県福祉のまちづくり条例」（平成7年条例11号）が制定されており、整備基準と届出義務が規定されています。

3 路外駐車場の届出制度

「駐車場法」、「バリアフリー新法」、「埼玉県福祉のまちづくり条例」に基づく路外駐車場の届出の考え方は、下記フローのとおりです。



Ⅱ. 駐車場法

1 構造及び設備について技術基準に適合しなければならない駐車場

路外駐車場で自動車の駐車のために供する部分の面積が 500 ㎡以上あるものは、駐車場法施行令その他関係法令の規定で定める技術基準によらなければなりません。〔駐車場法第 11 条〕

- ① 駐車のために供する部分の面積 車路等を除いた駐車のために供する部分の面積
- ② 特殊装置（エレベーター等の機械式）を用いる駐車場は、普通自動車（大型のバス、トラックを除く）用 15 ㎡／台、小型自動車用 12 ㎡／台とみなして算定します。

2 駐車場法に基づく届出

（１） 路外駐車場設置（変更）の届出

都市計画区域内（春日部市全域が都市計画区域に指定されています）における路外駐車場で、自動車の駐車のために供する部分の面積が 500 ㎡以上で駐車料金を徴収するものを設置する者（以下「路外駐車場管理者」という。）は、あらかじめ規定に基づく内容を市長に届出なければなりません。また、届出である内容を変更しようとするときも、届出が必要です。〔法第 12 条〕

※商業施設や病院等の駐車場であっても、有料のもの（一定時間は無料であるが、超過時間等で料金を徴収するものを含む。）は届出が必要な場合があります。

（２） 路外駐車場管理規程（変更）の届出

路外駐車場管理者は、路外駐車場の供用を開始しようとするときは、あらかじめ管理規程を定め、供用開始後 10 日以内に市長へ届出なければなりません。また、管理規程に定めた事項を変更したときも、10 日以内に届出が必要です。〔法第 13 条〕

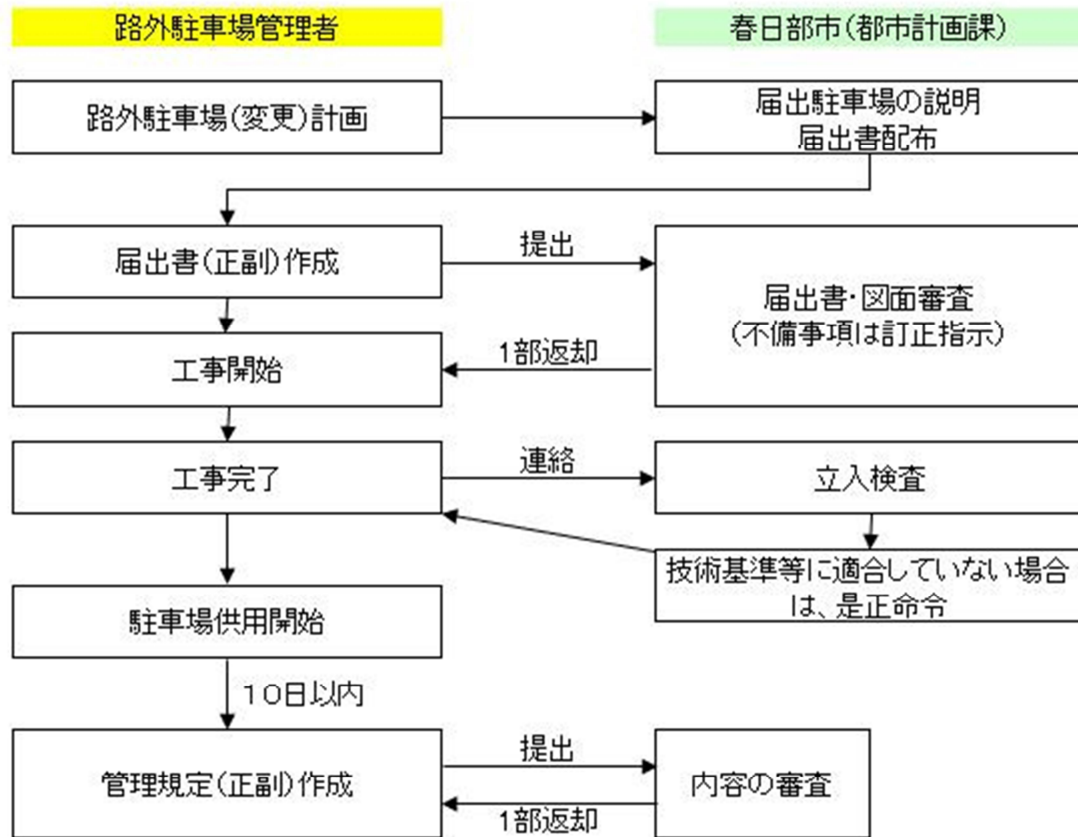
（３） 路外駐車場休止等の届出

路外駐車場管理者は、路外駐車場の全部又は一部の供用を休止し、又は廃止したときは、10 日以内に市長へ届出なければなりません。休止している路外駐車場の全部又は一部の供用を開始したときも、届出が必要です。〔法第 14 条〕

（４） 路外駐車場設置（変更）届出の手続き

- ① 路外駐車場の設置（変更）を計画したときは、都市整備部都市計画課と技術基準・提出書類等について協議してください。
- ② 協議終了後、工事着工までに路外駐車場設置（変更）届出書を 2 部提出してください。内容を審査後、受領印を押し 1 部返却します。〔法第 12 条〕
- ③ 工事完了後、連絡してください。立入検査を行います。〔法第 18 条〕
- ④ 技術基準等に適合していない場合は、是正命令を行うことがあります。〔法第 19 条〕
- ⑤ 是正命令箇所を改修後、供用を開始してください。
- ⑥ 共用開始後 10 日以内に路外駐車場管理規程（変更）届出書を 2 部提出してください。受理印を押し 1 部返却します。〔法第 13 条〕
- ⑦ 上記②～⑥の届出や命令に従わなかった場合、罰則規定があります。

路外駐車場(変更)届出の手続き



(5) 路外駐車場設置等に関する必要書類

路外駐車場の設置、変更、廃止、休止、再開などを行う場合、下記の書類を2部提出してください。

	必要書類	添付書類	届出時期	備考
1	路外駐車場設置(変更)届出書	別表1	工事着工前	
2	管理規程(変更)届出書	別表2	供用開始・変更後10日以内	
3	路外駐車場廃止届出書	別表3	廃止後10日以内	駐車場の全部又は一部を廃止したことにより、届出の要件に該当しなくなったときに提出してください。
4	路外駐車場休止届出書	別表3	休止後10日以内	駐車場の改修等で営業を休止するときに提出してください。
5	路外駐車場再開届出書	別表3	再開後10日以内	休止していた駐車場の営業を再開するときに提出してください。

※ 書類はA4縦で作成してください。

別表 1

添 付 書 類		
1	路外駐車場設置届チェック表	
2	地形図（案内図） 縮尺 1/10,000 以上	
3	平面図 縮尺 1/200 以上 （以下の事項を表示したもの） （１）駐車場の区域 （２）駐車場の出口及び入口、自動車の車路その他の主要施設（建築物の内部にあるものを除く） （３）駐車場の附近の道路並びにその道路内の駐車場法施行令第 7 条第 1 項に規定する道路の部分及び橋	
4	建築物である場合	各階平面図 縮尺 1/200 以上
		2 面以上の立面図、断面図 縮尺 1/200 以上
		屈曲部、傾斜部の詳細図 縮尺 1/200 以上
		換気風量、照明の照度分布が分かるもの
5	機械式駐車装置の場合	大臣認定書の写し
		仕様図又は全体組立図

※ 変更の場合は、変更しようとする事項に係る図面のみ添付してください。

別表 2

添 付 書 類	
1	路外駐車場管理規程チェック表
2	管理規程の写し
3	供用時間及び駐車料金の表示箇所の写真等

別表 3

添 付 書 類	
1	地形図（案内図） 縮尺 1/10,000 以上
2	平面図 縮尺 1/200 以上 （１）駐車場の区域を表示（休止の場合は、休止する部分も表示してください。）



3 路外駐車場の構造及び設備についての技術基準（駐車場法施行令）

（１）駐車場の出入口を設置できない部分（第７条第１項）

① 道路交通法４４条に掲げる部分

イ．交差点、横断歩道、自転車横断帯、踏切、軌道敷内、坂の頂上付近、勾配の急な坂又はトンネル

ロ．交差点の側端又は道路の曲がり角から５m以内の部分

ハ．横断歩道又は自転車横断帯の前後の側端からそれぞれ前後５m以内の部分

ニ．安全地帯が設けられている道路の当該安全地帯の左側の部分及び当該部分の前後の側端からそれぞれ前後１０m以内の部分

ホ．乗合自動車の停留所又はトロリーバス若しくは路面電車の停留場を表示する標示柱又は標示板が設けられている位置から１０m以内の部分（当該停留所又は停留場に係る運行系統に属する乗合自動車、トロリーバス又は路面電車の運行時間中に限る。）

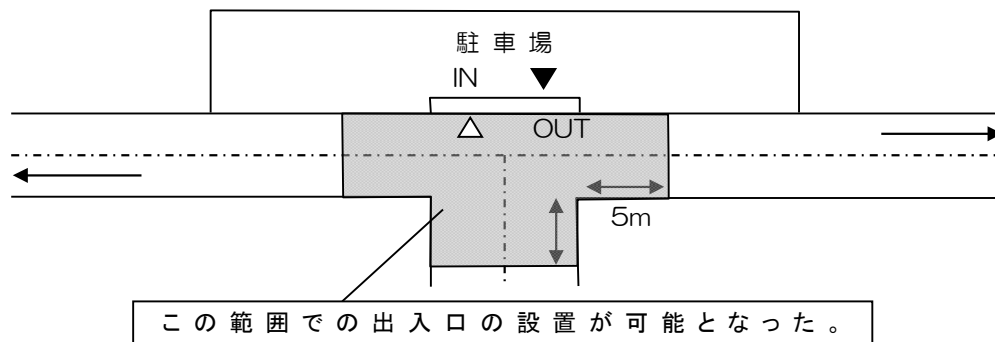
ヘ．踏切の前後の側端からそれぞれ前後に１０m以内の部分

② 横断歩道橋（地下横断歩道を含む。）の昇降口から５m以内の道路の部分

③ 幼稚園、小学校、義務教育学校、特別支援学校、幼保連携型認定こども園、保育所、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童公園、児童遊園又は児童館の出入口から２０m以内の部分（当該出入口に接する柵の設けられた歩道を有する道路及び当該出入口に接する歩道を有し、かつ、縁石線又は柵その他これに類する工作物により車線が往復の方向別に分離されている道路以外の道路にあっては、当該出入口の反対側及びその左右２０m以内の部分を含む。）

④ 橋、幅員が６m未満の道路又は縦断勾配が１０％を越える道路

（２）国土交通大臣の認定により出入口の設置が可能な個所（第７条第２項）



① 交差点の側端又はそこから５m以内の道路の部分、トンネル、橋については、道路の円滑かつ安全な交通に支障がないと国土交通大臣が認めた者に限り路外駐車場の出入口を設けることができます

※ 具体的にいかなる場合に「道路の円滑かつ安全な交通に支障がない」と認められるかは、現地の交通状況や交差点形状に応じて、関係する道路管理者、都道府県公安委員会との協議又は意見聴取を経て個別具体的に判断されることとなります

なお、この国土交通大臣の認定手続きは、各地方整備局に委任されています

（３）出入口の安全（第７条第２～７項）

① 前面道路が２以上ある場合、歩行者の通行に著しい支障を及ぼすおそれのあるとき、その他特別の理由があるときを除き、その前面道路のうち自動車交通の支障の少ない道路に設けなければならない

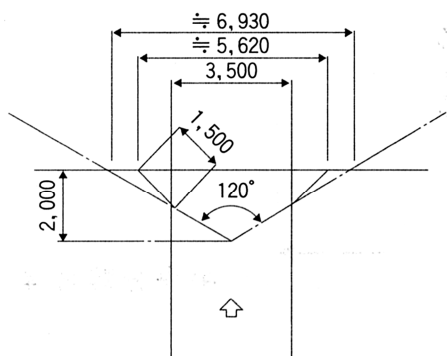
② 駐車の用に供する面積が６,０００㎡以上の場合、縁石線又は柵その他これに類する工作物により

自動車の出口及び入口を設ける道路の車線が往復の方向別に分類されている場合を除き、自動車の出入口を分離し、かつ、これらの間隔を道路に沿って10m以上としなければならない

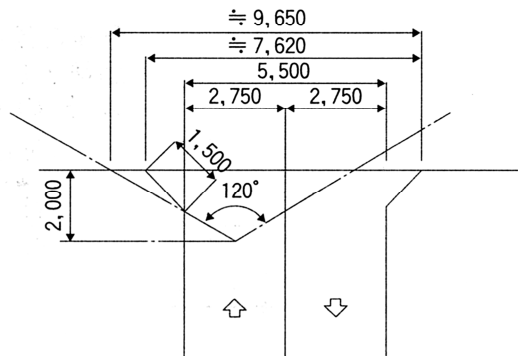
- ③ 必要に応じ隅切りを取らなければならない。この場合、切取線と自動車の車路との角度及び切取線と道路との角度を等しくすることを標準とし、かつ、隅切り長は1.5m以上としなければならない
- ④ 出口から2m（自動二輪車専用駐車場にあっては1.3m）後退した車路中心線上1.4mの高さの位置で道路中心線に直角に向かって左右それぞれ60度以上の範囲内の通行人を確認できなければならない

○出口の視距等

〔一方通行の場合〕

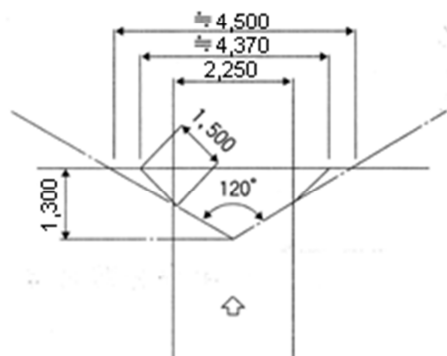


〔相互通行の場合〕

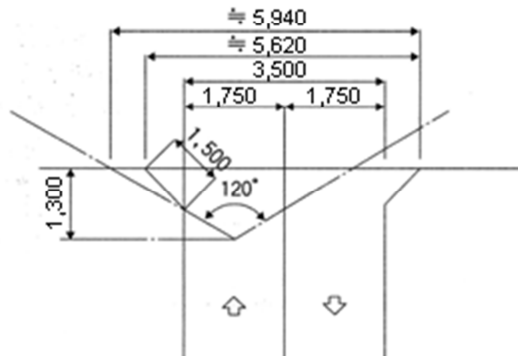


（自動二輪車専用駐車場）

〔一方通行の場合〕



〔相互通行の場合〕



（４）車路（第８条第２項）

- ① 一方通行の自動車の車路のうち、当該車路に接して駐車料金の徴収施設が設けられており、かつ、歩行者の通行の用に供しない部分2.75m（自動二輪車専用駐車場にあっては、1.75m）以上
- ② 一方通行の自動車の車路又はその部分（上記の部分を除く。）3.5m（自動二輪車専用駐車場にあっては、2.25m）以上
- ③ その他の自動車の車路又はその部分 5.5m（自動二輪車専用駐車場にあっては、3.5m）以上

（５）建築物である駐車場の車路（第８条第３項）

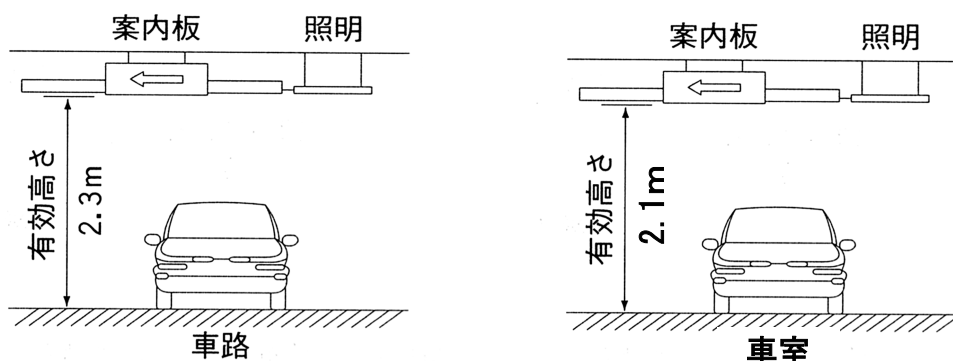
- ① はり下の高さは2.3m以上であること

- ② 屈曲部は、自動車が 5m 以上の内法半径（自動二輪車専用駐車場の屈曲部にあっては、特定自動二輪車が 3m 以上の内法半径）で回転できること
- ③ 傾斜部の勾配は 17% を超えないこと
- ④ 傾斜部の路面は滑りにくい材料で仕上げる

(6) 駐車の用に供する部分の高さ（第 9 条）

はり下の高さ 2.1m 以上でなければならない

○はり下の高さ



(7) 避難階段（第 10 条）

直接地上への出入口のある階以外の階に車室を設ける場合、建築基準法施行令第 123 条第 1 項若しくは第 2 項に規定する避難階段又はこれに代わる設備を設けなければならない

(8) 防火区画（第 11 条）

火災の危険のある施設（給油所等）を附置する場合、耐火構造（建築基準法 2 条 7 号に規定する耐火構造）の壁又は特定防火設備（建築基準法施行令第 112 条 1 項に規定する特定防火設備）で区画しなければならない

(9) 換気装置（第 12 条）

建築物である路外駐車場には、その内部の空気を床面積一平方メートルにつき毎時十四立方メートル以上直接外気と交換できる換気装置を設けなければならない。ただし、換気に有効な開口部の面積がその階の床面積の 1/10 以上であるものについては、この限りでない

(10) 照明装置（第 13 条）

建築物である路外駐車場には、次の各号に定める照度を保つために必要な照明装置を設けなければならない

- ① 車路面 10 ルックス以上
- ② 車室の床面で、2 ルックス以上

(11) 警報装置（第 14 条）

建築物である路外駐車場には、自動車の出入及び道路交通の安全を確保するために必要な警報装置を設けなければならない

(12) 特殊装置（第 15 条）

国土交通大臣が認める特殊な装置に該当するものは、この規定を適用しない

特 定 自 動 二 輪 車；大型自動二輪車及び普通自動二輪車（いずれも側車付のものを除く）

自動二輪車専用駐車場；特定自動二輪車の駐車のための路外駐車場又は路外駐車場の専ら特定自動二輪車の駐車のための部分

路外駐車場設置届チェック表

駐 車 場 の 名 称	
駐 車 形 態	機械式・自走式・平面・その他（ ） ※該当事項を○で囲む
リ ス ト 作 成 者	電話

※チェック欄は適合している場合は○を記入

届 出 書		チェ ック	審 査	備 考
全ての路外駐車場	1 路外駐車場設置（変更）届出書			変更の届出に添える図面は、変更しようとする事項に係る図面とする
	2 路外駐車場設置届チェック表			
	3 地形図（案内図）1/10000以上			
	4 区域を表示した縮尺200分の1の平面図			
	5 自動車の出入口、車路、その他主要な施設（建築内部を除く）を表示しているか			
	6 付近の道路、施行令第7条1項に規定する道路の部分、橋を表示しているか			
建築物である場合	5 各階平面図 縮尺200分の1以上			
	6 2面以上の立面図、断面図 縮尺200分の1以上			
	7 屈曲部、傾斜部の詳細図 縮尺200分の1以上			
特殊の装置を使用する場合	8 大臣の認定書の写し			
	9 仕様書、組立図等			

技 術 基 準		チエック	審査	備 考
施行令第7条1項 (出入口を設置できない部分)	1 交差点、横断歩道、自転車横断帯、踏切、軌道敷内、坂の頂上付近、勾配の急な坂、又はトンネルに設けてないか			道路交通法44条に掲げる部分
	2 交差点の側端又は道路の曲がり角から5m以内でないか			
	3 横断歩道又は自転車横断帯の前後の側端からそれぞれ前後5m以内でないか			
	4 安全地帯が設けられている道路の当該安全地帯の左側部分及び当該部分の前後の側端からそれぞれ前後10m以内でないか			
	5 乗合自動車の停留所又はトロリーバスの停留場を表示する標示柱又は標示板の位置から10m以内でないか			
	6 踏切前後の側端からそれぞれ前後10m以内でないか			
	7 横断歩道橋（地下横断歩道を含む。）の昇降口から5m以内の道路でないか			出入口に接してさく付きのある歩道を有する道路、縁石線等で車線を分離され、かつ歩道付の道路場合は、後段を除く
	8 幼稚園、小学校、義務教育学校、特別支援学校、幼保連携型認定こども園、保育所、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童公園、児童遊園又は児童館の出入口から20m以内、当該出入口の反対側及びその左右20m以内でないか			
	9 陸橋の下、橋でないか（国土交通大臣が認めたものを除く）			
	10 接続する道路の幅員が6m以上か（ m）			
	11 接続する道路の横断勾配が10%以下か（ %）			

施行令第7条2 ～7項 (出入口の安全)	1	2以上の前面道路がある場合、自動車交通の支障の少ない道路に出入口を設けているか			
	2	駐車のに供する面積が6,000㎡以上の場合、自動車の出入口を分離し、かつ、これらの間隔を道路に沿って10m以上としているか（縁石線又はさくその他これに類する工作物により自動車の出口及び入口を設ける道路の車線が往復の方向別に分類されている場合を除く）			
	3	1.5mの隅切りを設けているか（必要な場合）			
	4	出口から2m（自動二輪車専用駐車場にあっては1.3m）後退した車路中心線上1.4mの高さの位置で道路中心線に直角に向かって左右それぞれ60度以上見通せるか			図面に記入
施行令第8条2項 (車路)	1	一方通行の自動車の車路のうち、当該車路に接して駐車料金の徴収施設が設けられており、かつ、歩行者の通行のに供しない部分2.75m（自動二輪車専用駐車場にあっては、1.75m）以上あるか			図面に寸法を記入
	2	一方通行の自動車の車路又はその部分（上記の部分を除く。）3.5m（自動二輪車専用駐車場にあっては、2.25m）以上あるか			
	3	その他の自動車の車路又はその部分5.5m（自動二輪車専用駐車場にあっては、3.5m）以上あるか			
建築物	施行令第8条3項 (建築物である駐車場の車路)	1	はり下の高さ2.3m以上あるか (m)		
		2	屈曲部（ターンテーブルが設けられているものを除く。）は、自動車が5m（自動二輪車専用駐車場にあっては3m）以上の内のり半径で回転できるか		
		3	傾斜部の勾配は17%以下か (%)		
		4	傾斜部の路面は滑りにくい材料であるか		図面に材質等記入
で あ る 路	施行令第9条 (駐車のに供する部分の高さ)	1	はり下の高さ2.1m以上あるか (m)		図面に寸法を記入
	施行令第10条 (避難階段)	1	直接地上への出入口のある階以外の階に車室を設ける場合、建築基準法施行令第123条第1項若しくは第2項に規定する避難階段又はこれに代わる施設が設置されているか		
	施行令第11条 (防火区画)	1	火災の危険のある施設（給油所等）を附置する場合、耐火構造（建築基準法2条7号に規定する耐火構造）の壁又は特定防火設備（建築基準法施行令第112条1項に規定する特定防火設備）で区画されているか		
外 駐 車 場	施行令第12条 (換気装置)	1	床面積一平方メートルにつき毎時十四立方メートル以上、外気と交換できる換気装置、又は、換気に有効な開口部の面積がその階の床面積の1/10以上確保されているか		技術的基準を満たしていることを示すものを添付
	施行令第13条 (照明装置)	1	車路面10ルクス以上あるか		
		2	車室の床面で、2ルクス以上あるか		
	施行令第14条 (警報装置)	1	出入口について警報装置を設けているか		図面に位置等を記入
場	施行令第15条 (特殊装置)	1	国土交通大臣が認める特殊な装置に該当するものはないか		認定書（写）、仕様書、組立図等添付

路外駐車場設置（変更）届出書

年 月 日

春日部市長 あて

駐車場管理者の氏名又は名称及び住所

駐車場法第12条の規定により、次のように届け出ます。

1 路外駐車場の名称					
2 路外駐車場の位置					
3 規 模	イ 駐車場の区域の面積	平方メートル			
	ロ 駐車場の用に供する部分の面積 (A+B+C+D)	平方メートル			
	a 建築物である部分	駐車の用に供する部分の面積 (A)	一般公共の用に供する部分	四輪車 (注) 専用	平方メートル (駐車台数 台)
				特定自動二輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)
				平方メートル	
				四輪車及び特定自動二輪車併用	四輪車 駐車台数 台 特定自動二輪車 駐車台数 台
				小計	平方メートル
				それ以外の部分	四輪車専用
		特定自動二輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)		
		平方メートル			
		四輪車及び特定自動二輪車併用	四輪車 駐車台数 台 特定自動二輪車 駐車台数 台		
		小計	平方メートル		
		車路等の面積 (B)		平方メートル	
		b 建築物でない部分	駐車の用に供する部分の面積 (C)	一般公共の用に供する部分	四輪車専用
特定自動二輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)				
平方メートル					
四輪車及び特定自動二輪車併用	四輪車 駐車台数 台 特定自動二輪車 駐車台数 台				
小計	平方メートル				
それ以外の部分	四輪車専用				平方メートル (駐車台数 台)
特定自動二輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)				
平方メートル					
四輪車及び特定自動二輪車併用	四輪車 駐車台数 台 特定自動二輪車 駐車台数 台				
小計	平方メートル				
車路等の面積 (D)			平方メートル		

3	規 模	駐車の用に供する部分の面積の合計 (A+C)	一般公共の用に 供する部分	四輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)
				特定自動二輪 車専用	平方メートル (駐車台数 台)
				四輪車及び特 定自動二輪車 併用	平方メートル
					四輪車 駐車台数 台
				特定自動二輪車 駐車台数 台	
				小計	平方メートル
			それ以外の部分	四輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)
				特定自動二輪 車専用	平方メートル (駐車台数 台)
				四輪車及び特 定自動二輪車 併用	平方メートル
					四輪車 駐車台数 台
特定自動二輪車 駐車台数 台					
小計	平方メートル				
4 構 造	イ 建築物である部分				
	ロ 建築物でない部分				
5 設 備	イ 特 殊 の 装 置	a 特殊装置の有無			
		b 特殊装置に係る 駐車場法施行令第 15条の規定による 認定の概要	認 定 の 番 号		
		特殊の装置の名称等			
	ロ それ以外の設備				
6	附帯業務のための施設				
7	従業員概数				
8	供用開始（予定）日				

（注）道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号の自動車のうち、特定自動二輪車以外のもの。

備考

- 1 路外駐車場変更届出書にあっては、変更しようとする事項を朱記すること。
- 2 3のロの欄「駐車場の用に供する部分の面積」欄においては、駐車場の用に供する部分、車路、料金徴収施設、操車場所、乗降場その他の駐車のために必要な施設の総面積について記載すること。
- 3 3のロのa欄及びb欄の「駐車の用に供する部分の面積」欄の「それ以外の部分」欄においては、月極契約等により特定の顧客の駐車の用に供する部分等一般の用に供する部分以外の部分の面積を記載すること。
- 4 3のロのa欄及びb欄の「車路等の面積」欄においては、駐車場の用に供する部分のうち、駐車の用に供する部分を除いた部分の面積を記載すること。
- 5 4のイ欄においては、建築物の階数、建築面積、構造上の種別（木造、耐火構造等の別）及び避難階段の数を記載すること。なお、大建築物の一部にある路外駐車場にあっては、その旨を記載すること。
- 6 4のロ欄においては、車路及び駐車の用に供する部分のみについて記載すること。
- 7 5のイのa欄においては、特殊の装置を用いるか否かに応じて、「有」又は「無」のいずれかを記載すること。
- 8 5のイのb欄の「認定の番号」欄においては、用いる特殊の装置に係る駐車場法施行令第15条の規定による大臣認定番号を記載すること。
- 9 5のイのb欄の「特殊の装置の名称等」欄においては、用いる特殊の装置の名称（商品名）、製造者名を記載すること。
- 10 5のロ欄においては、特殊の装置以外の換気装置、照明装置、警報装置その他の設備の概要を記載すること。
- 11 6欄においては、路外駐車場の業務に附帯して行う業務のための施設の概要を記載すること。

年 月 日

春日部市長 あて

駐車場管理者の氏名又は名称及び住所

路外駐車場休止届出書

このことについて、下記のとおり休止したので、駐車場法第14条の規定により届け出ます。

記

1 駐車場の名称	
2 駐車場の位置	
3 休 止 の 期 間	自 年 月 日から 至 年 月 日まで
4 休 止 台 数	全部 一部 (台)
5 休 止 の 理 由	

※ 正副2部提出してください。

年 月 日

春日部市長 あて

駐車場管理者の氏名又は名称及び住所

路外駐車場再開届出書

このことについて、下記のとおり再開したので、駐車場法第14条の規定により届け出ます。

記

1 駐 車 場 の 名 称	
2 駐 車 場 の 位 置	
3 再開（予定）年月日	年 月 日
4 再 開 台 数	全部 一部（ 台）

※ 正副2部提出してください。

年 月 日

春日部市長 あて

駐車場管理者の氏名又は名称及び住所

路外駐車場廃止届出書

このことについて、下記のとおり廃止したので、駐車場法第14条の規定により、次のように届け出ます。

記

1 駐車場の名称	
2 駐車場の位置	
3 廃止（予定）日	年 月 日
4 理由	

※ 正副2部提出してください。

路外駐車場管理規程チェック表

駐 車 場 の 名 称	
リ ス ト 作 成 者	電話

※チェック欄は適合している場合は○を記入

		チェ ック	審査	備 考
	1 路外駐車場管理規程（変更）届出書			
	2 路外駐車場管理規程チェック表			
法第13条2項 （管理規程）	1 駐車場の名称			
	駐車場管理者の氏名及び住所（法人にあっては、その名 2 称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住 所			
	3 供用時間に関する事項（休業日並びに1日における供用 時間の開始、及び終了の時刻）			施行規則2条1項
	4 駐車料金に関する事項			
	路外駐車場の供用契約に関する事項（路外駐車場に駐車 5 する自動車の滅失又は損傷についての損害賠償に関する 事項を含んでいるか）			施行規則2条3項
	6 路外駐車場の構造上駐車することができない自動車			施行規則3条
	7 路外駐車場において行う附帯業務			
施行令第17条 （供用時間等の明示）	1 路外駐車場を利用しようとする者の見やすい場所に供用 時間及び駐車料金の額を明示しているか			写真等添付

路外駐車場管理規程（変更）届出書

年 月 日

春日部市長 あて

駐車場管理者の氏名又は名称及び住所

駐車場法第13条の規定により、次のように届け出ます。

記

1 駐 車 場 の 名 称	
2 駐 車 場 の 位 置	
3 路外駐車場管理規程	別添のとおり
4 管理規程適用年月日	年 月 日
5 備 考	

※ 管理規程を添付して、2部提出してください。

※ 変更の場合は、備考欄に「変更内容」を記入してください。

駐車場管理規程（例）

1 名称及び所在地

名 称：***駐車場

所在地：〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

2 駐車場管理者

(1) 所在地 〇〇県〇〇市〇〇区〇丁目〇番〇号

(2) 名 称 ***駐車場株式会社

(3) 電 話 〇〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇〇 (代表)

(4) 代表者 代表取締役社長 〇〇〇〇

第1章総則（第1条―第6条）

第2章利用（第7条―第13条）

第3章駐車料金及び算定等（第14条―第17条）

第4章引取りのない車両の措置（第18条―第21条）

第5章保管責任及び損害賠償（第22条―第26条）

第6章雑則（第27条―第28条）

第1章 総則

（通則）

第1条 本駐車場（以下「駐車場」という。）の利用に関する事項は、この規程による。

（契約の成立）

第2条 駐車場の利用者（以下「利用者」という。）は、この規程を承認のうえ駐車場を利用するものとする。

（営業時間）

第3条 駐車場の営業時間は、毎日〇〇時から〇〇時までとする。

（時間制利用の利用期間）

第4条 駐車場の1回の利用（定期駐車券による利用を除く。）は、駐車券を受け取った日から起算して7日目の営業時間終了時までを限度とする。ただし、やむを得ない場合には、駐車場管理者（以下「管理者」という。）の判断によりこれを延長することができる。

（営業休止等）

第5条 管理者は、次の場合には駐車場の全部又は一部について、営業休止、駐車場の隔絶、車路の通行止及び車両の退避（以下「営業休止等」という。）を行うことができる。

(1) 自然災害、火災、浸水、爆発施設又は器物の損壊、その他これ等に準ずる事故が発生し又は発生するおそれがあると認められる場合

(2) 保安上営業の継続が適当でないと認められる場合

(3) 工事、清掃又は消毒を行うため必要があると認められる場合

（駐車できる車両）

第6条 駐車場に駐車することのできる車両（自動二輪を含む。以下同じ。）は、積載物又は取付物を含めて長さ〇. 〇m、幅〇. 〇m、高さ〇. 〇m及び重量〇 tを超えないものに限る。

第2章 利用

（駐車場の入出等）

第7条 車両が入庫するときは、入口管理事務所において駐車券の交付を受け、係員の指示する駐車位置に入庫するものとする。

2 車両が出庫するときは、出口管理事務所において係員に駐車券を返納し、駐車料金を納付し出庫するものとする。

3 定期駐車券による利用者（以下「定期駐車券利用者」という。）は、定期駐車券の確認を受けた後入庫するものとする。

4 駐車場の管理上必要があるときは、出入口の一部を閉鎖することができる。
（駐車位置の変更）

第8条 管理者は、駐車場の管理上必要があるときは、駐車位置を変更させることができる。
（駐車場内の通行）

第9条 利用者は、駐車場内の車両通行に関しては、次の事項を守らなければならない。

- （1）徐行すること。
- （2）追い越しをしないこと。
- （3）自動二輪車の立ち乗りをしないこと。
- （4）出庫する車両の通行を優先すること。
- （5）警笛をみだりに使用することなく静かに運転すること。
- （6）標識、信号機の表示又は係員の指示に従うこと。

（遵守事項）

第10条 前条に掲げるものの他、利用者は駐車場において、次の事項を守らなければならない。

- （1）所定の位置以外で喫煙したり、火器を使用しないこと。
- （2）紙屑、ぼろ切れ、吸殻等のごみは各所定の容器に入れること。
- （3）他の利用者の駐車位置、事務室、機械室、電気室、倉庫等の中にみだりに立ち入らないこと。
- （4）運転者は控室において飲酒、賭け事、騒音を発する行為等をしないこと。
- （5）場内において宿泊しないこと。
- （6）車両を洗浄し、修理する場合は所定の場所において行うこと。
- （7）場内の施設、器物、他の車両及びその取付物等に損傷を与えたり、事故が発生したときは直ちに係員に届け出ること。
- （8）軽自動車以外は、軽自動車用駐車位置に駐車しないこと。
- （9）自動二輪車は、自動二輪車用駐車位置に駐車すること。
- （10）車いす使用者等の係員が認めた車両以外は、車いす使用者用駐車位置に駐車しないこと。
- （11）駐車中は必ずエンジンを停止し、車両から離れるときは窓を閉め、ドア及びトランクは施錠して盗難防止に努めること。
- （12）場内では営業、演説、宣伝、募金、署名運動等の行為は絶対にしないこと。
- （13）その他業務又は他の利用者に迷惑となる行為をしないこと。

（入庫拒否）

第11条 管理者は駐車場が満車である場合は受付を停止するほか次の場合には駐車を断り又は車両を退去させることができる。

- （1）駐車場の施設、器物、他の車両、その積載物や取付物を損傷したり汚すおそれがあるとき。
- （2）引火物、爆発物その他の危険物を積載したり取り付けているとき。
- （3）著しい騒音や臭気を発するとき。
- （4）非衛生的なものを積載したり、取り付けているとき、または液汁をだしたり、こぼすおそれがあるとき。
- （5）その他駐車場の管理上支障があるとき。

（出庫拒否）

第12条 管理者は、次の場合には駐車した車両の出庫を拒否することができる。

- （1）利用者が正当な理由なく駐車券を返納しないとき。
- （2）利用者が出庫する場合に所定額の現金を納付しないとき、又は定期駐車券を提示しないとき。

（事故に対する措置）

第13条 管理者は、駐車場において事故が発生し又は発生するおそれがある時は、車両の移動その他

必要な措置を講ずることができる。

第3章 駐車料金及び算定等

(時間制駐車料金)

第14条 時間制駐車料金は、車両1台につき次の表の額を上限とし、当該額以下で管理者が定めるものとする。

時間区分	料金の額（上限額）
普通時間 午前8時から午後11時まで	駐車時間30分(30分未満は30分に切り上げる)につき 金 円
夜間時間 午後11時から翌日の午前8時まで	駐車時間60分(60分未満は60分に切り上げる)につき 金 円

(消費税を含む)

(時間制駐車料金における駐車時間)

第15条 時間制駐車料金を算出するための駐車時間（この条において「駐車時間」という。）は、入庫の際に駐車券に記載した時刻から出庫の時刻までの時間とする。この場合駐車場内での洗車、修理、駐車位置の変更等のため車両が駐車位置を離れている時間も駐車時間とみなす。

2 駐車時間が前条の普通時間区分又は夜間時間区分にまたがる部分については、入庫時の単位駐車料金で計算する。

(定期駐車券及び定期駐車料金)

第16条 定期駐車券を発行する場合には、利用者は管理者との間においてあらかじめ定期駐車契約を締結するものとする。ただし、定期駐車券の発行数については、駐車場の利用状況に応じて決定する。

(1) 定期駐車料金は、次の表の額を上限とし、当該額以下で管理者が定めるものとする。

種 類	有効時間	通用期間	料金（上限額）
全日定期駐車券	午前0時から午後12時まで	1カ月	円
昼間定期駐車券	午前8時から午後8時まで		円
夜間定期駐車券	午後6時から翌日午前8時まで		円

(消費税を含む)

(2) 定期駐車券による駐車場の利用等については、定期駐車契約で定めるもののほか、以下に定めるところによる。

- ① 定期駐車券は、他人に譲渡、転貸してはならない。
- ② 駐車場が満車であるときは、定期駐車券利用者に対して駐車を断ることがある。この場合、定期駐車料金の割戻しはしない。
- ③ 利用者は毎月15日までに翌月分の駐車料金を管理者に持参するか、その指定人に支払わなければならない。
- ④ 定期駐車による利用者がその有効時間又は通用期間を超えて駐車した場合は、超過時間の駐車時間の算定は第14条の規定による。
- ⑤ 月の途中契約の場合は、その月の駐車料金は日割り計算とし、その月の分を前納する。また、月の途中解約の場合は、日割り計算した残額から所定の手数料を控除した額を返金する。ただし、第5条の規定に基づき営業休止をしたため、定期駐車券利用者が駐車することができない場合には、当該手数料は控除せずに返金する。
- ⑥ 定期駐車券利用者は、定期駐車契約において記載した車両の駐車目的以外に駐車場を利用してはならない。また、定期駐車券利用者が定期駐車契約において記載した車両を変更しようとする場合は、所定の変更届を事前に提出し、管理者の承認を得なければならない。

- ⑦ 定期駐車券利用者が、駐車場で著しく秩序を乱し、管理上支障を来すおそれがある場合は、管理者は、定期駐車契約を解除することができる。

(不正利用者に対する割増金)

第17条 時間制利用者(定期駐車券利用者以外の利用者をいう。以下同じ。)が、所定の駐車料金を支払わないで出庫したときは所定の駐車料金のほかに、その2倍相当額の割増金を収受する。

2 定期駐車券利用者が、次の方法により定期駐車券を不正使用した場合は、定期駐車券を無効として回収し、かつ所定の駐車料金の他に、不正使用に係る時間制駐車料金の2倍相当額の割増金を収受する。

- (1) 定期駐車契約において記載した車両以外の車両の駐車について定期駐車券を利用した場合
- (2) 券面の表示事項を塗り消し、又は改変した場合
- (3) 通用期間又は有効期間以外の時間に定期駐車券を不正に使用した場合

第4章 引き取りのない車両の措置

(引取りの請求)

第18条 時間制利用者が予め管理者への届出を行うことなく第4条に規定する期間を超えて車両を駐車している場合又は定期駐車券利用者が定期駐車契約の期間の終了、解約又は解除となった日から起算して7日を超えて車両を駐車している場合において、管理者はこれらの利用者に対して通知又は駐車場における掲示の方法により、管理者が指定する日までに当該車両を引取することを請求することができる。

2 前項の場合において、利用者が車両の引取りを拒み若しくは引取ることができないとき又は管理者の過失なくして利用者を確認することができないときは、管理者は、車両の所有者等(自動車検査証に記載された所有者及び使用者をいう。以下同じ。)に対して通知又は駐車場における掲示の方法により管理者が指定する日までに車両を引取することを請求し、これを引き渡すことができる。この場合において、利用者は当該車両の引渡しに伴う一切の権利を放棄したものとみなし、管理者に対して車両の引き渡しその他の異議又は請求の申し立てをしないものとする。

3 前2項の請求を書面により行う場合は、管理者が指定する日までに引取りがなされないときは引取りを拒絶したものとみなす旨を付記することができる。

4 管理者は、第1項の規定により指定した日を経過した後は、車両について生じた損害については、管理者の故意又は重大な過失によるものを除き、賠償の責を負わない。

(車両の調査)

第19条 管理者は、前条第1項の場合において、利用者又は所有者等を確認するために必要な限度において、車両(車内を含む。)を調査することができる。

(車両の移動)

第20条 管理者は、第18条第1項の場合において、管理上支障があるときは、その旨を利用者若しくは所有者等に通知し又は駐車場において掲示して、車両を他の場所に移動することができる。

(車両の処分)

第21条 管理者は、利用者及び所有者等が車両を引取することを拒み、若しくは引取ることができず、又は管理者の過失なくして利用者及び所有者等を確認することができない場合であって、利用者に対して通知又は駐車場における掲示の方法により期限を定めて車両の引取りの催告をしたにもかかわらず、その期限内に引取りがなされないときは、催告をした日から3カ月を経過した後、利用者に通知し又は駐車場において掲示して予告した上で、公正な第三者を立ち会わせて車両の売却、廃棄その他の処分をすることができる。この場合において、車両の時価が売却に要する費用(催告後の車両の保管に要する費用を含む)に満たないことが明らかである場合は、利用者に通知し又は駐車場において掲示して予告した上で、引取りの期限後直ちに公正な第三者を立ち会わせて車両の売却、廃棄その他の処分をすることができる。

2 管理者は、前項の規定により処分した場合は、遅滞なくその旨を利用者に対し通知し又は駐車場に

において掲示する。

- 3 管理者は、第1項の規定により車両を処分した場合は、駐車料金並びに車両の保管、移動及び処分のために要した費用から処分によって生じる収入があればこれを控除し、不足があるときは利用者に対してその支払いを請求し、残額があるときはこれを利用者に返還するものとする。

第5章 保管責任及び損害賠償

(保管責任)

第22条 管理者は、利用者に駐車券を渡したときから同券を回収するときまで(定期駐車券による利用にあっては、定期駐車券を確認して車両入庫させたときから同券を確認して出庫させたときまで)、車両の保管責任を負う。

- 2 管理者は、出庫の際に駐車券を回収して(定期駐車券による利用にあっては、定期駐車券を確認して)車両を出庫させた場合において、管理者に故意又は重大な過失がある場合を除き、その車両に関する責任を負わない。

(利用者に対する損害賠償責任)

第23条 管理者は、車両保管にあたり、第25条の規定による場合及び善良な管理者としての注意を怠らなかったことを証明する場合を除き、車両の滅失又は損傷について、当該車両の時価、損害の程度を考慮してその損害を賠償する責を負う。

(車両の積載物又は取付物に関する免責)

第24条 管理者は、駐車場に駐車する車両の積載物又は取付物に関する損害については、賠償の責を負わない。

(免責事由)

第25条 管理者は、次の事由によって生じた車両又は利用者の損害については、管理者に故意又は重大な過失がある場合を除き、賠償の責を負わない。

(1) 自然災害その他不可抗力による事故

(2) 当該車両の積載物又は取付物が原因で生じた事故

(3) 管理者の責に帰することのできない事由によって生じた衝突、接触その他駐車場内における事故

(4) 第5条の規定による営業休止等の措置

(5) 第13条の規定による措置

第26条 管理者は、利用者の責に帰すべき事由により損害を受けたときは、その利用者に対してその損害の賠償を請求するものとする。

第6章 雑則

(その他)

第27条 利用者は、埼玉県「市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例」第110条に定めるとおり、アイドリング・ストップを行わなければならない。

(この規程に定めない事項)

第28条 この規程に定めない事項については、法令の規定に従って処理する。

Ⅲ. バリアフリー新法

1 バリアフリー新法の対象となる駐車場

路外駐車場で自動車の駐車のために供する部分の面積が 500 m²以上あり、かつ、その利用について駐車料金を徴収するもの（建築物又はその敷地に設けられる駐車場を除く。以下「特定路外駐車場」という。）は、国土交通省令で定める構造、設備の技術基準（以下「路外駐車場移動等円滑化基準」という。）に適合しなければなりません。〔法第 11 条〕

2 バリアフリー新法による届出

（１） 特定路外駐車場設置（変更）の届出

路外駐車場管理者等は、特定路外駐車場を設置するときは、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければなりません。ただし、駐車場法第 12 条の規定による届出をしなければならない場合にあっては、同条の規定により届出書に主務省令で定める書面を添付して届出することができます。また、届け出た事項を変更しようとするときも、届出が必要です。〔法第 12 条〕

（２） 特定路外駐車場設置等の手続き

- ① 特定路外駐車場の設置（変更）を計画したときは、都市整備部都市計画課と路外駐車場移動等円滑化基準・提出書類等について協議してください。
- ② 協議終了後、工事着工までに駐車場法第 12 条の届出書に主務省令で定める書類を添付して届け出てください。〔法第 12 条〕
- ③ 届出の内容に疑義が生じた場合、報告若しくは資料の提出を求め、又は立入検査を行うことがあります。〔法第 53 条〕
- ④ 路外駐車場移動等円滑化基準に適合していない場合は、是正の命令を行うことがあります。〔法第 12 条第 3 項〕
- ⑤ 上記②～④の届出や命令に従わなかった場合、罰則規定があります。

（３） 特定路外駐車場設置等に関する必要書類

特定路外駐車場の設置、変更を行う場合、下記の書類を 2 部提出してください。

	必要書類	添付書類	届出時期	備 考
1	路外駐車場設置（変更）届出書に添付する書面	別表 4	工事着工前	駐車場法第 12 条の届出に添付する場合

※ 書類は A4 縦で作成してください。

別表 4

添 付 書 類	
1	路外駐車場移動円滑化基準チェック表
2	平面図 縮尺 1/200 以上 （以下の事項を表示したもの） （１）路外駐車場車いす使用者用駐車施設 （２）路外駐車場移動等円滑化経路その他主要な施設 ※駐車場法第 12 条に基づく届出書の添付図面に表示してください。

※ 変更の場合は、変更しようとする事項に係る図面のみ添付してください。

3 路外駐車場移動等円滑化基準（移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令）

（１）路外駐車場車いす使用者用駐車施設（第２条）

- ① 特定路外駐車場には、車いすを使用している者が円滑に利用することができる幅 3.5m 以上の駐車施設（以下「路外駐車場車いす使用者用駐車施設」という。）を駐車施設の規模が 200 台以下の場合には総数の 2 % 以上、200 台を超える場合は総数の 1 % + 2 以上設けなければならない。

ただし、車いす使用者駐車場の必要数算出にあたっての駐車施設は、普通自動車の駐車のためのものに限り、貨物の運送の用に供する自動車の駐車及び積卸しを主たる目的とするもの、観光バス等の大型自動車及び自動二輪車専用の駐車場は除く。

- ② 路外駐車場車いす使用者用駐車施設又はその付近に、路外駐車場車いす使用者用駐車施設の表示をすること。

（２）路外駐車場移動等円滑化経路（第３条）

- ① 路外駐車場車いす使用者用駐車施設から道又は公園、広場その他の空地までの経路のうち一以上を、高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路（以下「路外駐車場移動等円滑化経路」という。）にし、経路の長さができるだけ短くなる位置に設けなければならない。

- ② 当該路外駐車場移動等円滑化経路を構成する出入口の幅は 80cm 以上、通路の幅は 120cm 以上とし、50m 以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。

- ③ 当該路外駐車場移動等円滑化経路上に段を設けないこと。ただし、傾斜路を併設する場合は、この限りでない。

イ．幅は、段に代わるものにあつては 120cm 以上、段に併設するものにあつては 90cm 以上とすること。

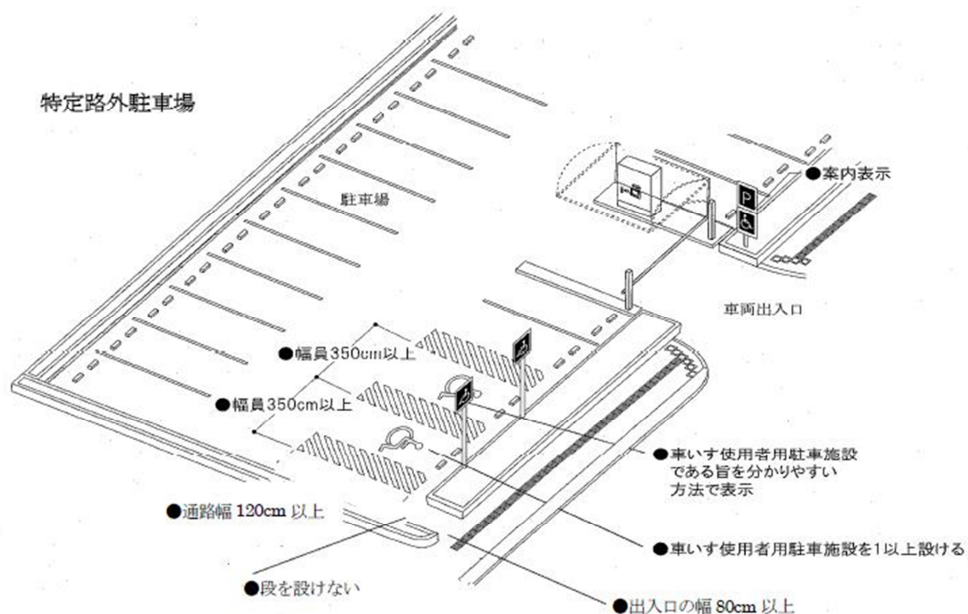
ロ．勾配は、1/12 超えないこと。ただし、高さが 16cm 以下のものにあつては、1/8 を超えないこと。

ハ．高さが 75cm を超えるもの（勾配が 1/20 を超えるものに限る。）にあつては、高さ 75cm 以内ごとに踏幅が 150cm 以上の踊場を設けること。

ニ．勾配が 1/12 を超え、又は高さが 16cm を超え、かつ、勾配が 1/20 を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。

（３）特殊の装置（第４条）

特殊の装置を用いる特定路外駐車場については、国土交通大臣がその装置が前二条の規定による構造又は設備と同等以上の効力があると認める場合においては、前二条の規定を適用しない。



移動等円滑化基準チェック表

駐 車 場 法 第 1 2 条 の 届 出 の 有 無	有 ・ 無
駐 車 場 の 名 称	
リ ス ト 作 成 者	電話

※チェック欄は適合している場合は○を記入

技 術 基 準		チ ェ ッ ク	審 査	備 考
法第2条 (特定路外駐車場)	1 駐車のに供する(駐車マス)部分の面積が500㎡以上か			
	2 一般不特定の方が利用できるか			
	3 料金を徴収するか			
	4 建築物又は建築物の敷地内に設ける駐車場でない			
施行規則第7条 (添付図面)	1 位置を表示した縮尺10,000分の1以上の地形図			駐車場法第12条の届出に添付して届出の場合は不要
	2 区域を表示した縮尺200分の1の平面図			
	3 路外駐車場車いす使用者用駐車施設、路外駐車場移動等円滑化経路その他主要な施設を表示した縮尺200分の1の平面図			
省令第2条 (車いす使用者用駐車施設)	駐車施設の数に応じ、次のとおり車いす使用者用駐車施設を設けること (車いす使用者用駐車施設の必要数算定の際、普通自動車以外の自動車の駐車のための駐車場は数に含まない) 1 駐車施設の数が200以下の場合：駐車施設の数 $\times$ 2%以上 駐車施設の数 $\times$ 200を超える場合：駐車施設の数 $\times$ 1% $+$ 2以上			図面に場所、寸法を記入
	2 幅員が350cm以上である車いす使用者用駐車スペースか			
	3 車いす使用者用駐車スペースであることを表示しているか			
	4 車いす使用者用駐車スペースから道路、公園、広場その他の空地までを結ぶ経路で、高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路(移動円滑化経路)について、経路の長さをできるだけ短くなる位置に車いす使用者用駐車スペースを配置しているか			
省令第3条 (移動円滑化経路)	1 移動等円滑化経路を1以上設置しているか			図面に場所、寸法を記入
	2 移動等円滑化経路上には傾斜路を併設する場合を除き、段を設けていない			
	3 移動等円滑化経路上の出入口の幅は80cm以上、通路の幅は120cm以上とし、通路は50m以内ごとに車いすの回転スペースを設置しているか			
	4 段に代わる傾斜路の幅は120cm以上、段に併設するものの幅は90cm以上となっているか			
	5 移動等円滑化経路の段に代わり、または段に併設する傾斜路は、勾配を1/12以下とし、高さが16cm以下の場合1/8以下としているか			
	6 移動等円滑化経路の段に代わり、または段に併設する傾斜路は、高さが75cmを超える場合(勾配が1/20以下の場合を除く。)は、高さが75cm以内ごとに踏幅が150cm以上の踊場を設置しているか			
	7 移動等円滑化経路の段に代わり、または段に併設する傾斜路は、勾配が1/12を超える傾斜路の部分、または高さが16cmを超え、勾配が1/20を超える傾斜の部分には手すりを設置しているか			
省令第4条 (特殊の装置)	1 国土交通大臣が認定した特殊の装置があるか			省令第2条、第3条を適用しない

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第12条第1項ただし書きに基づく、
路外駐車場設置（変更）届出書に添付する書面

必 移 要 動 な 等 構 円 造 滑 及 化 び の 設 ため 備 に	路外駐車場車いす使用者用駐車施設			台
	路外駐車場移動等円滑化経路の傾斜路の勾配の最大値			
	特 殊 の 装 置	イ 特殊の装置の有無		
		ロ 特殊の装置に係る移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第112号）第4条の規定による認定の概要	認定の番号	
		特殊の装置の名称等		

備 考

- 一 路外駐車場変更届出書に添付する書面にあっては、変更しようとする事項を朱記すること。
- 二 「特殊の装置」イ欄においては、特殊の装置を用いるか否かに応じて、「有」又は「無」のいずれかを記載すること。
- 三 「特殊の装置」ロ欄の「認定番号」欄においては、用いる特殊の装置に係る移動円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第112号）第4条の規定による認定の番号を記載すること。
- 四 「特殊の装置」ロの「特殊の装置の名称等」欄においては、用いる特殊の装置の名称（商品名）、製造者名を記載すること。

IV. 埼玉県福祉のまちづくり条例

1 埼玉県福祉のまちづくり条例の対象となる駐車場

生活関連施設（施行規則第1条の規定により、駐車場法第2条第2項に規定する路外駐車場であって、建築物以外の駐車場は生活関連施設と規定されています。）の設置又は変更をしようとする者は、規則で定める高齢者、障害者等が出入口、通路等を円滑に利用できるようにするための構造及び設備に関する基準（以下「整備基準」という。）を遵守しなければなりません。〔条例第12条〕

2 埼玉県福祉のまちづくり条例に基づく届出

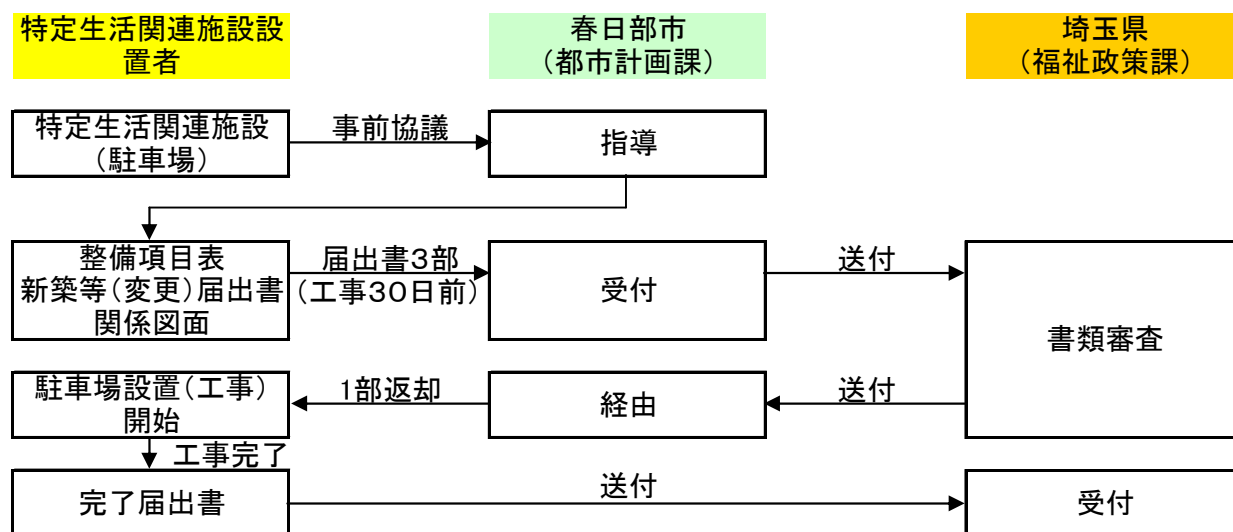
（１） 特定生活関連施設新築等（変更）の届出

生活関連施設のうち特に高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするための整備を促進することが必要な施設（以下「特定生活関連施設」という。施行規則第5条の規定により、自動車の駐車のために供する部分の面積が500㎡以上で、その利用について料金を徴収する駐車場は特定生活関連施設と規定されています。）の設置又は変更（以下「新築等」という。）をしようとする者（以下「特定生活関連施設設置者」という。）は、規則に定めるところにより届け出なければなりません。また、届出に係る事項を変更しようとするときも、届出が必要です。〔条例第16条〕

（２） 特定生活関連施設新築等（変更）届出の手続き

- ① 特定生活関連施設（駐車場）の設置（変更）を計画したときは、都市整備部都市計画課と整備項目・提出書類等について協議してください。
- ② 協議終了後、工事着工30日前までに特定生活関連施設新築等（変更）届出書を3部提出してください。〔条例第16条、施行規則第6条〕
春日部市で受付後、埼玉県福祉部福祉政策課へ2部送付します。
- ③ 埼玉県福祉部福祉政策課で受付後、春日部市を經由して1部返却します。
- ④ 工事完了後、埼玉県福祉部福祉政策課へ完了届出書を提出してください。

特定生活関連施設新築等（変更）届出の手続き （駐車場）



(3) 特定生活関連施設新築等(変更)届出に関する必要書類

	必要書類	添付書類	届出時期	備 考
1	特定生活関連施設新築等届出書	別表 5	新築等(変更)をしようとする日の30日前	
2	特定生活関連施設変更届出書	別表 5		

別表 5

添 付 書 類	
1	整備項目表(路外駐車場)
2	付近見取図 方位、道路及び目標となる地物
3	平面図 (以下の事項を表示したもの) (1) 縮尺、方位 (2) 敷地の境界線、土地の高低、敷地の接する道の位置、路外駐車場及びその出入口の位置 (3) 敷地内の車路の位置、車いす使用者用駐車施設の位置及び幅 (4) 路外駐車場の出入口から車いす使用者用駐車施設までの通路の位置及び幅(当該通路が段、排水溝又は傾斜路及びその踊場を有する場合にあっては、それらの位置及び幅を含む。)

3 整備基準(埼玉県福祉のまちづくり条例施行規則)

(1) 路外駐車場に関する整備基準(別表第一)

路外駐車場を設ける場合においては、車いす使用者用駐車施設を一以上設けるとともに、次に定める基準に適合するものとする。

- イ 路外駐車場の出入口から車いす使用者用駐車施設までの経路の距離ができるだけ短くなる位置に設けること。
- ロ 路外駐車場の出入口付近に、車いす使用者用駐車施設が設けられている旨を見やすい方法により表示すること。
- ハ 車いす使用者用駐車施設から路外駐車場の出入口までの通路の構造は、車いす使用者の円滑な通行に配慮したものとする。

※ 埼玉県福祉のまちづくり条例の詳細については、「埼玉県福祉のまちづくりホームページ」(<http://www.pref.saitama.lg.jp/A03/BA00/fukumati/top.htm>)をご覧ください。



整備項目表（路外駐車場）

 1 路外駐車場		整備項目表 (路外駐車場)
整備箇所等	整備基準	整備状況
① 設置台数	(1) 路外駐車場（専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車（いずれも側車付きのものを除く。）の駐車のためのものを除く。）を設ける場合においては、車椅子使用者用駐車施設を1以上設けるとともに、次に定める基準に適合するものとする。	
② 車椅子使用者用駐車施設	(2) 車椅子使用者用駐車施設の構造は以下に定める基準に適合するものとする。	
	ア 幅は3.5m以上とすること。	
	イ 車両への乗降の用に供する部分の表面は、できるだけ水平とすること。	
	ウ 車椅子使用者用駐車施設の付近には、車椅子使用者用駐車施設があることを表示する標識を設けること。	
③ 車椅子使用者用駐車施設までの距離	(3) 路外駐車場の出入口から車椅子使用者用駐車施設までの経路の距離ができるだけ短くなる位置に設けること。	
④ 案内表示	(4) 路外駐車場の出入口付近に、車椅子使用者用駐車施設が設けられている旨を見やすい方法により表示すること。	
⑤ 通路	(5) 車椅子使用者用駐車施設から路外駐車場の出入口までの通路の構造は、車椅子使用者の円滑な通行に配慮したものとする。	

特定生活関連施設新築等届出書

年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

特定生活関連施設設置者

住 所

氏 名

法人にあっては、主たる事務
所の所在地及び名称並びに代
表者の氏名

電話番号

特定生活関連施設の新築等をしたいので、埼玉県福祉のまちづくり条例第16条
第1項の規定により次のとおり届け出ます。

特定生活関連施設の名称							
特定生活関連施設の所在地							
新築等の区分			新築・用途変更・新設・増築・改築・ 大規模の修繕・大規模の模様替え				
特定生活関連施設の区分			建築物・小規模建築物・公共交通機関の施設・ 公園・道路・路外駐車場 診療所にあっては、患者を 入院させるための施設の有無 有・無				
用途 及び 規模			新築等の 部 分	その他の 部 分	計		
	建築物	床	用途（ ）	m ²	m ²	m ²	
		構造	用途（ ）	m ²	m ²	m ²	
			階数	用途（ ）	m ²	m ²	m ²
				その他の用途	m ²	m ²	m ²
			積 合 計		m ²	m ²	m ²
	公共交通機関の施設		施設面積	m ²	m ²	m ²	
	公園		施設面積	m ²	m ²	m ²	
	道路		延長	m	m	m	
	路外駐車場		駐車のに供する 部分の面積	m ²	m ²	m ²	
構造及び設備			別添のとおり				
新築等の実施時期			年 月 日 ～ 年 月 日				

注意 「用途及び規模」欄は、該当するものについて記入すること。

特定生活関連施設変更届出書

年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

特定生活関連施設設置者

住 所

氏 名

法人にあっては、主たる事務
所の所在地及び名称並びに代
表者の氏名

電話番号

特定生活関連施設の新築等の届出に係る事項を変更したいので、埼玉県福祉のま
ちづくり条例第 16 条第 2 項の規定により次のとおり届け出ます。

特定生活関連施設の名称		
特定生活関連施設の所在地		
当初の届出年月日		年 月 日
変更の内容	変 更 前	変 更 後

特定生活関連施設新築等完了届出書

年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

特定生活関連施設設置者

住 所

氏 名

法人にあっては、主たる事務
所の所在地及び名称並びに代
表者の氏名

電話番号

特定生活関連施設の新築等が完了したので、埼玉県福祉のまちづくり条例第 18 条の規定により次のとおり届け出ます。

特定生活関連施設の名称			
特定生活関連施設の所在地			
区分 及び 用途	建	主 要 用 途	
	築	構 造 ・ 階 数	造・地上 階、地下 階
	物	延 床 面 積	m ²
	公 共 交 通 機 関 の 施 設		駅・停留場・空港・バスターミナル
	公 園		都市公園その他これに類する公園・児童遊園・ 遊園地・動物園・植物園
	道 路		一般国道・県道・市町村道
	路 外 駐 車 場		駐車のに供する部分の面積 m ²
新 築 等 の 実 施 時 期			年 月 日 ～ 年 月 日

注意 「区分及び用途」欄は、該当するものについて記入すること。

○駐車場法（昭和32年5月16日法律第106号）抜粋

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、都市における自動車の駐車のための施設の整備に関し必要な事項を定めることにより、道路交通の円滑化を図り、もつて公衆の利便に資するとともに、都市の機能の維持及び増進に寄与することを目的とする。

（用語の定義）

第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 路上駐車場 駐車場整備地区内の道路の路面に一定の区画を限って設置される自動車の駐車のための施設であって一般公共の用に供されるものをいう。
- 二 路外駐車場 道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設であって一般公共の用に供されるものをいう。
- 三 道路 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）による道路をいう。
- 四 自動車 道路交通法（昭和三十一年法律第百五号）第二条第一項第九号に規定する自動車をいう。
- 五 駐車 道路交通法第二条第一項第十八号に規定する駐車をいう。

第四章 路外駐車場

（構造及び設備の基準）

第十一条 路外駐車場で自動車の駐車のために供する部分の面積が五百平方メートル以上であるものの構造及び設備は、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）その他の法令の規定の適用がある場合においてはそれらの法令の規定によるほか、政令で定める技術的基準によらなければならない。

（設置の届出）

第十二条 都市計画法第四条第二項の都市計画区域（以下「都市計画区域」という。）内において、前条の路外駐車場でその利用について駐車料金を徴収するものを設置する者（以下「路外駐車場管理者」という。）は、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、路外駐車場の位置、規模、構造、設備その他必要な事項を都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市、同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市及び同法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市にあっては、それぞれその長。以下同じ。）に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、また同様とする。

（管理規程）

第十三条 路外駐車場管理者は、路外駐車場の供用を開始しようとするときは、あらかじめその業務の運営の基本となるべき管理規程を定め、これを当該路外駐車場の供用開始後十日以内に都道府県知事に届け出なければならない。

- 2 前項の管理規程には、国土交通省令で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。
 - 一 路外駐車場の名称
 - 二 路外駐車場管理者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所）
 - 三 路外駐車場の供用時間に関する事項
 - 四 駐車料金に関する事項
 - 五 前号に掲げるもののほか、路外駐車場の供用契約に関する事項
 - 六 前各号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項
- 3 前項第四号の駐車料金の額の基準は、政令で定める。
- 4 路外駐車場管理者は、管理規程に定めた事項を変更したときは、十日以内に、都道府県知事に届け出なければならない。

（休止等の届出）

第十四条 路外駐車場管理者は、路外駐車場の全部又は一部の供用を休止し、又は廃止したときは、十日以内に、都道府県知事に届け出なければならない。現に休止している路外駐車場の全部又は

一部の供用を再開したときも、また同様とする。

(路外駐車場管理者の責務)

第十五条 路外駐車場管理者は、管理規程に定めた路外駐車場の供用時間内においては、正当な理由のない限り、その路外駐車場の供用を拒んではならない。

2 路外駐車場管理者は、管理規程に従って路外駐車場に関する業務を運営するとともに、建築基準法第八条の規定によるほか、その路外駐車場の構造及び設備を第十一条の規定に基く政令で定める技術的基準に適合するように維持しなければならない。

(善良な管理者の注意義務)

第十六条 路外駐車場管理者は、その路外駐車場に駐車する自動車の保管に関し、善良な管理者の注意を怠らなかつたことを証明する場合を除いては、その自動車の滅失又は損傷について損害賠償の責任を免かれることができない。

(立入検査等)

第十八条 都道府県知事は、この法律を施行するため必要な限度において、路外駐車場管理者から報告若しくは資料の提出を求め、又は部下の職員をして路外駐車場若しくはその業務に関係のある場所に立ち入り、路外駐車場の施設若しくは業務に関し検査をさせることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(是正命令)

第十九条 都道府県知事は、路外駐車場の構造及び設備が第十一条の規定に基く政令で定める技術的基準に適合せず、又は路外駐車場の業務の運営がこの法律若しくはこれに基く命令の規定に違反していると認めるときは、路外駐車場管理者に対し、その是正のために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。この場合において、都道府県知事は、路外駐車場の構造及び設備が当該路外駐車場の利用上著しく危険であると認めるときは、当該是正のための措置がとられるまでの間、当該路外駐車場の供用を停止すべきことを命ずることができる。

第七章 罰則

第二十一条 第十九条の規定による都道府県知事の命令に従わなかつた者は、百万円以下の罰金に処する。

第二十二条 第十二条、第十三条第一項若しくは第四項又は第十四条の規定に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第二十三条 第十八条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、二十万円以下の罰金に処する。

第二十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、前三条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の刑を科する。

○駐車場法施行令（昭和32年12月13日政令第340号）抜粋

第二章 路外駐車場

第一節 構造及び設備の基準

(適用の範囲)

第六条 この節の規定は、路外駐車場で自動車の駐車の用に供する部分の面積が五百平方メートル以上であるものに適用する。

(自動車の出口及び入口に関する技術的基準)

第七条 法第十一条の政令で定める技術的基準のうち、自動車の出口（路外駐車場の自動車の出口で自動車の車路の路面が道路（道路交通法第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下この

条において同じ。)の路面に接する部分をいう。以下この条において同じ。)及び入口(路外駐車場の自動車の入口で自動車の車路の路面が道路の路面に接する部分をいう。以下この条において同じ。)に関するものは、次のとおりとする。

一 次に掲げる道路又はその部分以外の道路又はその部分に設けること。

イ 道路交通法第四十四条各号に掲げる道路の部分

ロ 横断歩道橋(地下横断歩道を含む。)の昇降口から五メートル以内の道路の部分

ハ 幼稚園、小学校、義務教育学校、特別支援学校、幼保連携型認定こども園、保育所、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童公園、児童遊園又は児童館の出入口から二十メートル以内の部分(当該出入口に接する柵の設けられた歩道を有する道路及び当該出入口に接する歩道を有し、かつ、縁石線又は柵その他これに類する工作物により車線が往復の方向別に分離されている道路以外の道路にあつては、当該出入口の反対側及びその左右二十メートル以内の部分を含む。)

ニ 橋

ホ 幅員が六メートル未満の道路

ヘ 縦断勾配が十パーセントを超える道路

二 路外駐車場の前面道路が二以上ある場合においては、歩行者の通行に著しい支障を及ぼすおそれのあるときその他特別の理由があるときを除き、その前面道路のうち自動車交通に支障を及ぼすおそれの少ない道路に設けること。

三 自動車の駐車の用に供する部分の面積が六千平方メートル以上の路外駐車場にあつては、縁石線又は柵その他これに類する工作物により自動車の出口及び入口を設ける道路の車線が往復の方向別に分離されている場合を除き、自動車の出口と入口とを分離した構造とし、かつ、それらの間隔を道路に沿って十メートル以上とすること。

四 自動車の出口又は入口において、自動車の回転を容易にするため必要があるときは、隅切りをすること。この場合において、切取線と自動車の車路との角度及び切取線と道路との角度を等しくすることを標準とし、かつ、切取線の長さは、一・五メートル以上とすること。

五 自動車の出口付近の構造は、当該出口から、イ又はロに掲げる路外駐車場又はその部分の区分に応じ、当該イ又はロに定める距離後退した自動車の車路の中心線上一・四メートルの高さにおいて、道路の中心線に直角に向かつて左右にそれぞれ六十度以上の範囲内において、当該道路を通行する者の存在を確認できるようにすること。

イ 専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車(いずれも側車付きのものを除く。以下「特定自動二輪車」という。)の駐車のための路外駐車場又は路外駐車場の専ら特定自動二輪車の駐車のための部分(特定自動二輪車以外の自動車の進入を防止するための駒止めその他これに類する工作物により特定自動二輪車以外の自動車の駐車のための部分と区分されたものに限る。)

ロ その他の路外駐車場又はその部分 二メートル

2 前項第一号の規定は、自動車の出口又は入口を次に掲げる道路又はその部分(当該道路又はその部分以外の同号イからへまでに掲げる道路又はその部分に該当するものを除く。)に設ける路外駐車場であつて、必要な変速車線を設けること、必要な交通整理が行われること等により、国土交通大臣が当該出口又は入口を設ける道路の円滑かつ安全な交通の確保に支障がないと認めるものについては、適用しない。

一 道路交通法第四十四条第一号、第二号、第四号又は第五号に掲げる道路の部分(同条第一号に掲げる道路の部分にあつては、交差点の側端及びトンネルに限る。)

二 橋

三 幅員が六メートル未満の道路

3 国土交通大臣は、前項の規定による認定をしようとするときは、あらかじめ、自動車の出口又は入口を同項第一号に掲げる道路の部分(トンネルを除く。)又は同項第三号に掲げる道路に設ける場合にあつては関係のある道路管理者及び都道府県公安委員会と協議し、その他の場合にあつては関係のある道路管理者及び都道府県公安委員会の意見を聴かなければならない。

4 第一項第二号から第五号までの規定は、自動車の出口又は入口を道路内に設ける場合における当該自動車の出口（出口付近を含む。）又は入口については、適用しない。

（車路に関する技術的基準）

第八条 法第十一条の政令で定める技術的基準のうち車路に関するものは、次のとおりとする。

- 一 自動車が円滑かつ安全に走行することができる車路を設けること。
- 二 自動車の車路の幅員は、イからハまでに掲げる自動車の車路又はその部分の区分に応じ、当該イからハまでに定める幅員とすること。
 - イ 一方通行の自動車の車路のうち、当該車路に接して駐車料金の徴収施設が設けられており、かつ、歩行者の通行の用に供しない部分 二・七五メートル（前条第一項第五号イに掲げる路外駐車場又はその部分（以下この条において「自動二輪車専用駐車場」という。）の特定自動二輪車の車路又はその部分にあつては、一・七五メートル）以上
 - ロ 一方通行の自動車の車路又はその部分（イに掲げる車路の部分を除く。） 三・五メートル（自動二輪車専用駐車場の特定自動二輪車の車路又はその部分にあつては、二・二五メートル）以上
 - ハ その他の自動車の車路又はその部分 五・五メートル（自動二輪車専用駐車場の特定自動二輪車の車路又はその部分にあつては、三・五メートル）以上
- 三 建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第一号に規定する建築物をいう。以下同じ。）である路外駐車場の自動車の車路にあつては、次のいずれにも適合する構造とすること。
 - イ はり下の高さは、二・三メートル以上であること。
 - ロ 屈曲部（ターンテーブルが設けられているものを除く。以下同じ。）は、自動車を五メートル以上の内法（のり）半径で回転させることができる構造（自動二輪車専用駐車場の屈曲部にあつては、特定自動二輪車を三メートル以上の内法（のり）半径で回転させることができる構造）であること。
 - ハ 傾斜部の縦断勾（こう）配は、十七パーセントを超えないこと。
 - ニ 傾斜部の路面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

（駐車の用に供する部分の高さ）

第九条 建築物である路外駐車場の自動車の駐車の用に供する部分のはり下の高さは、二・一メートル以上でなければならない。

（避難階段）

第十条 建築物である路外駐車場において、直接地上へ通ずる出入口のある階以外の階に自動車の駐車の用に供する部分を設けるときは、建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二百二十三条第一項若しくは第二項に規定する避難階段又はこれに代る設備を設けなければならない。

（防火区画）

第十一条 建築物である路外駐車場に給油所その他の火災の危険のある施設を附置する場合においては、当該施設と当該路外駐車場とを耐火構造（建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造をいう。）の壁又は特定防火設備（建築基準法施行令第一百十二条第一項に規定する特定防火設備をいう。）によつて区画しなければならない。

（換気装置）

第十二条 建築物である路外駐車場には、その内部の空気を床面積一平方メートルにつき毎時十四立方メートル以上直接外気と交換する能力を有する換気装置を設けなければならない。ただし、窓その他の開口部を有する階でその開口部の換気に有効な部分の面積がその階の床面積の十分の一以上であるものについては、この限りでない。

（照明装置）

第十三条 建築物である路外駐車場には、次の各号に定める照度を保つために必要な照明装置を設けなければならない。

- 一 自動車の車路の路面 十ルクス以上

二 自動車の駐車のために供する部分の床面 二ルツクス以上

(警報装置)

第十四条 建築物である路外駐車場には、自動車の出入及び道路交通の安全を確保するために必要な警報装置を設けなければならない。

(特殊の装置)

第十五条 この節の規定は、その予想しない特殊の装置を用いる路外駐車場については、国土交通大臣がその装置がこの節の規定による構造又は設備と同等以上の効力があると認める場合においては、適用しない。

第二節 駐車料金等

(駐車料金の額の基準)

第十六条 法第十三条第三項の駐車料金の額の基準は、次のとおりとする。

- 一 能率的な経営の下における適正な原価を償い、かつ、適正な利潤を含む額をこえないこと。
- 二 自動車を駐車させる者に対し不当な差別的取扱となる額でないこと。
- 三 自動車を駐車させる者の負担能力にかんがみ、その利用を困難にするおそれのない額であること。

(供用時間等の明示)

第十七条 法第十二条に規定する路外駐車場管理者は、路外駐車場を利用しようとする者の見やすい場所に、路外駐車場の供用時間及び駐車料金の額を明示しなければならない。

○駐車場法施行規則（平成12年11月24日運輸省・建設省令第12号）抜粋

(路外駐車場に関する届出書及び添付図面)

第一条 駐車場法（以下「法」という。）第十二条の規定による届出は、別記様式により作成した届出書に次に掲げる図面を添え、これを提出して行うものとする。ただし、変更の届出書に添える図面は、変更しようとする事項に係る図面をもって足りる。

- 一 路外駐車場の位置を表示した縮尺一万分の一以上の地形図
- 二 次に掲げる事項を表示した縮尺二百分の一以上の平面図
 - イ 路外駐車場の区域
 - ロ 路外駐車場の自動車の出口及び入口、自動車の車路その他の主要な施設（建築物の内部にあるものを除く。）
 - ハ 路外駐車場の附近の道路並びにその道路内の駐車場法施行令（以下「令」という。）第七条第一項に規定する道路の部分及び橋
- 三 建築物である路外駐車場にあっては、縮尺二百分の一以上の各階平面図並びに二面以上の立面図及び断面図

(路外駐車場に関する管理規程)

第二条 法第十三条第二項第三号の路外駐車場の供用時間に関する事項は、休業日並びに一日における供用時間の開始及び終了の時刻について定めなければならない。

- 2 法第十三条第二項第四号の駐車料金に関する事項のうち駐車料金の額は、上限額をもって定めなければならない。
- 3 法第十三条第二項第五号の路外駐車場の供用契約に関する事項は、路外駐車場に駐車する自動

車の滅失又は損傷についての損害賠償に関する事項を含むものでなければならない。

第三条 法第十三条第二項第六号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 路外駐車場の構造上駐車することができない自動車
- 二 路外駐車場の業務に附帯して行う燃料の販売、自動車の修理その他の業務の概要

○道路交通法（昭和35年6月25日法律第105号）抜粋

第三章 車両及び路面電車の交通方法

第九節 停車及び駐車

（停車及び駐車を禁止する場所）

第四十四条 車両は、道路標識等により停車及び駐車が禁止されている道路の部分及び次に掲げるその他の道路の部分においては、法令の規定若しくは警察官の命令により、又は危険を防止するため一時停止する場合のほか、停車し、又は駐車してはならない。ただし、乗合自動車又はトロリーバスが、その属する運行系統に係る停留所又は停留場において、乗客の乗降のため停車するとき、又は運行時間を調整するため駐車するときは、この限りでない。

- 一 交差点、横断歩道、自転車横断帯、踏切、軌道敷内、坂の頂上付近、勾（こう）配の急な坂又はトンネル
- 二 交差点の側端又は道路のまがりかどから五メートル以内の部分
- 三 横断歩道又は自転車横断帯の前後の側端からそれぞれ前後に五メートル以内の部分
- 四 安全地帯が設けられている道路の当該安全地帯の左側の部分及び当該部分の前後の側端からそれぞれ前後に十メートル以内の部分
- 五 乗合自動車の停留所又はトロリーバス若しくは路面電車の停留場を表示する標示柱又は標示板が設けられている位置から十メートル以内の部分（当該停留所又は停留場に係る運行系統に属する乗合自動車、トロリーバス又は路面電車の運行時間中に限る。）
- 六 踏切の前後の側端からそれぞれ前後に十メートル以内の部分
（罰則 第百十九条の二第一項第一号、同条第二項、第百十九条の三第一項第一号、同条第二項）

○高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年6月21日法律第91号）抜粋

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性にかんがみ、公共交通機関の旅客施設及び車両等、道路、路外駐車場、公園施設並びに建築物の構造及び設備を改善するための措置、一定の地区における旅客施設、建築物等及びこれらの間の経路を構成する道路、駅前広場、通路その他の施設の一体的な整備を推進するための措置その他の措置を講ずることにより、高齢者、障害者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによ

る。

- 一 高齢者、障害者等 高齢者又は障害者で日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受けるものその他日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受ける者をいう。
- 二 移動等円滑化 高齢者、障害者等の移動又は施設の利用に係る身体の負担を軽減することにより、その移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性を向上することをいう。
- 三 施設設置管理者 公共交通事業者等、道路管理者、路外駐車場管理者等、公園管理者等及び建築主等をいう。
- 十 路外駐車場管理者等 駐車場法（昭和三十二年法律第百六号）第十二条に規定する路外駐車場管理者又は都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第二項の都市計画区域外において特定路外駐車場を設置する者をいう。
- 十一 特定路外駐車場 駐車場法第二条第二号に規定する路外駐車場（道路法第二条第二項第六号に規定する自動車駐車場、都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第二項に規定する公園施設（以下「公園施設」という。））、建築物又は建築物特定施設であるものを除く。）であって、自動車の駐車のために供する部分の面積が五百平方メートル以上であるものであり、かつ、その利用について駐車料金を徴収するものをいう。

第二章 基本方針等

（施設設置管理者等の責務）

第六条 施設設置管理者その他の高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する施設を設置し、又は管理する者は、移動等円滑化のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（路外駐車場管理者等の基準適合義務等）

第十一条 路外駐車場管理者等は、特定路外駐車場を設置するときは、当該特定路外駐車場（以下この条において「新設特定路外駐車場」という。）を、移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する主務省令で定める基準（以下「路外駐車場移動等円滑化基準」という。）に適合させなければならない。

- 2 路外駐車場管理者等は、その管理する新設特定路外駐車場を路外駐車場移動等円滑化基準に適合するように維持しなければならない。
- 3 地方公共団体は、その地方の自然的社会的条件の特殊性により、前二項の規定のみによっては、高齢者、障害者等が特定路外駐車場を円滑に利用できるようにする目的を十分に達成することができないと認める場合においては、路外駐車場移動等円滑化基準に条例で必要な事項を付加することができる。
- 4 路外駐車場管理者等は、その管理する特定路外駐車場（新設特定路外駐車場を除く。）を路外駐車場移動等円滑化基準（前項の条例で付加した事項を含む。第五十三条第二項において同じ。）に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 5 路外駐車場管理者等は、その管理する新設特定路外駐車場について、高齢者、障害者等に対し、これらの者が当該新設特定路外駐車場を円滑に利用するために必要となる情報を適切に提供するよう努めなければならない。
- 6 路外駐車場管理者等は、その管理する新設特定路外駐車場の利用者に対し、高齢者、障害者等が当該新設特定路外駐車場における高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての広報活動及び啓発活動を行うよう努めなければならない。

（特定路外駐車場に係る基準適合命令等）

第十二条 路外駐車場管理者等は、特定路外駐車場を設置するときは、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事（市の区域内にあっては、当該市の長。以下「知事等」という。）に届け出なければならない。ただし、駐車場法第十二条の規定による届出をしなければならない場合にあっては、同条の規定により知事等に提出すべき届出書に主務省令で定める書面を添付して届け出たときは、この限りでない。

- 2 前項本文の規定により届け出た事項を変更しようとするときも、同項と同様とする。
- 3 知事等は、前条第一項から第三項までの規定に違反している事実があると認めるときは、路外駐車場管理者等に対し、当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第六章 雑則

(報告及び立入検査)

第五十三条

- 2 知事等は、この法律の施行に必要な限度において、路外駐車場管理者等に対し、特定路外駐車場の路外駐車場移動等円滑化基準への適合に関する事項に関し報告をさせ、又はその職員に、特定路外駐車場若しくはその業務に関係のある場所に立ち入り、特定路外駐車場の施設若しくは業務に関し検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
- 5 第一項から第三項までの規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 6 第一項から第三項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第七章 罰則

- 第五十九条 第九条第三項、第十二条第三項又は第十五条第一項の規定による命令に違反した者は、三百万円以下の罰金に処する。
- 第六十条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。
- 三 第五十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 第六十一条 第十二条第一項又は第二項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、五十万円以下の罰金に処する。
- 第六十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。
- 一 第五十三条第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 第六十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第五十九条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の刑を科する。

○高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成 18 年 12 月 15 日国土交通省令第 110 号）抜粋

(特定路外駐車場の設置等の届出)

- 第七条 法第十二条第一項本文の規定による届出は、第一号様式により作成した届出書に次に掲げる図面を添え、これを提出して行うものとする。ただし、変更の届出書に添える図面は、変更しようとする事項に係る図面をもって足りる。
- 一 特定路外駐車場の位置を表示した縮尺一万分の一以上の地形図
 - 二 次に掲げる事項を表示した縮尺二百分の一以上の平面図
 - イ 特定路外駐車場の区域
 - ロ 路外駐車場車椅子使用者用駐車施設（移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令（国土交通省令第百十二号）第二条第一項に規定する路外駐車場車椅子使用者用駐車施設をいう。次項において同じ。）、路外駐車場移動等円滑化経路（同令第三条第一項に規定する路外駐車場移動等円滑化経路をいう。次項において同じ。）その他の

主要な施設

- 2 法第十二条第一項ただし書の主務省令で定める書面は、第二号様式により作成した届出書及び路外駐車場車椅子使用者用駐車施設、路外駐車場移動等円滑化経路その他の主要な施設を表示した縮尺二百分の一以上の平面図とする。ただし、変更の届出書に添える図面は、変更しようとする事項に係る図面をもって足りる。

○移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令（平成18年度国土交通省令第112号）抜粋

（路外駐車場車いす使用者用駐車施設）

第二条 特定路外駐車場には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める数以上の路外駐車場車椅子使用者用駐車施設（車椅子を使用している者が円滑に利用することができる駐車施設をいう。以下同じ。）を設けなければならない。ただし、専ら道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第三条に規定する普通自動車（以下「普通自動車」という。）以外の自動車の駐車のための駐車場については、この限りでない。

一 当該特定路外駐車場に設ける駐車施設（普通自動車の駐車のためのものに限り、貨物の運送の用に供する自動車の駐車及び貨物の積卸しを主たる目的とするものを除く。

以下この号及び次号において同じ。）の数が二百以下の場合 当該駐車施設の数に百分の二を乗じて得た数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）

二 当該特定路外駐車場に設ける駐車施設の数が二百を超える場合 当該駐車施設の数に百分の一を乗じて得た数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）に二を加えた数

2 路外駐車場車いす使用者用駐車施設は、次に掲げるものでなければならない。

一 幅は、三百五十センチメートル以上とすること。

二 路外駐車場車いす使用者用駐車施設又はその付近に、路外駐車場車いす使用者用駐車施設の表示をすること。

三 次条第一項に定める経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。

（路外駐車場移動等円滑化経路）

第三条 路外駐車場車いす使用者用駐車施設から道又は公園、広場その他の空地までの経路のうち一上を、高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路（以下「路外駐車場移動等円滑化経路」という。）にしなければならない。

2 路外駐車場移動等円滑化経路は、次に掲げるものでなければならない。

一 当該路外駐車場移動等円滑化経路上に段を設けないこと。ただし、傾斜路を併設する場合は、この限りでない。

二 当該路外駐車場移動等円滑化経路を構成する出入口の幅は、八十センチメートル以上とすること。

三 当該路外駐車場移動等円滑化経路を構成する通路は、次に掲げるものであること。

イ 幅は、百二十センチメートル以上とすること。

ロ 五十メートル以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。

四 当該路外駐車場移動等円滑化経路を構成する傾斜路（段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、次に掲げるものであること。

イ 幅は、段に代わるものにあつては百二十センチメートル以上、段に併設するものにあつては九十センチメートル以上とすること。

ロ 勾配は、十二分の一を超えないこと。ただし、高さが十六センチメートル以下のものにあつては、八分の一を超えないこと。

ハ 高さが七十五センチメートルを超えるもの（勾配が二十分の一を超えるものに限る。）にあつては、高さ七十五センチメートル以内ごとに踏幅が百五十センチメートル以上の踊場を設けること。

ニ 勾配が十二分の一を超え、又は高さが十六センチメートルを超え、かつ、勾配が二十分の一を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。

（特殊の装置）

第四条 前二条の規定は、その予想しない特殊の装置を用いる特定路外駐車場については、国土交通大臣がその装置が前二条の規定による構造又は設備と同等以上の効力があると認める場合においては、

適用しない。

○埼玉県福祉のまちづくり条例（抜粋）

平成7年3月20日条例11号

（目的）

第一条 この条例は、高齢者、障害者等が円滑に利用できる生活関連施設の整備の促進その他の福祉のまちづくりに関する施策を推進することにより、すべての県民が安心して生活し、かつ、等しく社会参加することができる豊かで住みよい地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条

2 この条例において「生活関連施設」とは、次に掲げるものをいう。

五 前各号に掲げるものに類する施設として規則で定めるもの

（事業者の責務）

第五条 事業者は、その事業の用に供する施設について高齢者、障害者等が円滑に利用できるよう必要な措置を講ずるとともに、県及び市町村が実施する福祉のまちづくりに関する施策に協力する責務を有する。

（整備基準の遵守）

第十二条 生活関連施設の新築（生活関連施設以外の建築物の用途を変更して生活関連施設とすることを含む。）若しくは新設又は増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替えをしようとする者は、規則で定める高齢者、障害者等が出入口、廊下、階段、エレベーター、便所等を円滑に利用できるようにするための構造及び設備に関する基準（以下「整備基準」という。）を遵守しなければならない。ただし、敷地の状況、建築物の構造その他やむを得ない理由により整備基準に適合させることが著しく困難であるときは、この限りでない。

（生活関連施設の改善）

第十三条 生活関連施設の所有者又は管理者（管理する施設を整備基準に適合するよう改善する権限を有する者に限る。以下同じ。）は、当該生活関連施設について、整備基準に適合するようその改善に努めなければならない。

（届出）

第十六条 生活関連施設のうち特に高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするための整備を促進することが必要な施設として規則で定めるもの（以下「特定生活関連施設」という。）の新築（生活関連施設以外の建築物の用途を変更して特定生活関連施設とすることを含む。）若しくは新設又は整備基準に係る部分の増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替え（以下「新築等」という。）をしようとする者（以下「特定生活関連施設設置者」という。）は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

一 特定生活関連施設設置者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 特定生活関連施設の所在地

三 特定生活関連施設の用途

四 特定生活関連施設の新築等の区分及び規模

五 特定生活関連施設の構造及び設備（整備基準に係るものに限る。）

六 その他規則で定める事項

2 特定生活関連施設設置者は、前項の規定による届出に係る事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、その内容を知事に届け出なければならない。ただし、その変更が規則で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

第十七条 知事は、前条第一項又は第二項の規定による届出があった場合において、当該届出に係る特定生活関連施設の構造及び設備が整備基準に適合しないと認めるときは、当該特定生活関連

施設設置者に対し、必要な指導及び助言をすることができる。

(完了届)

第十八条 特定生活関連施設設置者は、当該特定生活関連施設の新築等をしたときは、速やかに、知事に届け出なければならない。

(検査)

第十九条 知事は、前条の規定による届出があったときは、当該届出に係る特定生活関連施設の構造及び設備について検査するものとする。

(勧告)

第二十二條 知事は、特定生活関連施設設置者が第十六条第一項又は第二項の規定による届出をせず、又は届出と異なる新築等をしたときは、当該特定生活関連施設設置者に対し、必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

(公表)

第二十三条 知事は、特定生活関連施設設置者が前条第一項の勧告に従わないときは、その旨及びその勧告の内容を公表することができる。

2 知事は、前項の規定により公表しようとするときは、当該特定生活関連施設設置者に意見を述べる機会を与えなければならない。

(立入調査)

第二十四条 知事は、この節の規定の施行に必要な限度において、その職員に、特定生活関連施設又は特定生活関連施設の工事現場に立ち入り、当該特定生活関連施設の構造及び設備について調査させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

○埼玉県福祉のまちづくり条例施行規則（抜粋）

平成7年10月1日規則82号

(生活関連施設)

第一条 埼玉県福祉のまちづくり条例（平成七年埼玉県条例第十一号。以下「条例」という。）第二条第二項第五号の規則で定める施設は、駐車場法（昭和三十二年法律第百六号）第二条第二号に規定する路外駐車場（駐車場法施行令（昭和三十二年政令第三百四十号）第十五条に規定する国土交通大臣が認める特殊の装置を用いるものを除く。）であって、建築物以外のものとする。

(整備基準)

第二条 条例第十二条の規則で定める基準は、別表第一のとおりとする。

(特定生活関連施設)

第四条 条例第十六条第一項の規則で定める施設は、別表第三のとおりとする。

(新築等の届出)

第五条 条例第十六条第一項の規定による届出は、特定生活関連施設の新築等をする日
の三十日前までに、様式第三号の届出書によって行わなければならない。

2 前項の届出書には、知事が別に定める整備項目表及び別表第二の上欄に掲げる特定生活関連施設の区分に応じた同表の下欄に掲げる図書を添付しなければならない。

3 条例第十六条第一項第六号の規則で定める事項は、特定生活関連施設の新築等の実施時期とする。

(変更の届出)

第六条 条例第十六条第二項の規定による届出は、様式第四号の届出書によって行わなければならない。

2 前条第二項の規定は、前項の届出書について準用する。この場合において、同条第二項中「図書」とあるのは、「図書のうち当該変更に係るもの」と読み替えるものとする。

(軽微な変更)

第七条 条例第十六条第二項ただし書の規則で定める軽微な変更は、特定生活関連施設の新築等の実施時期の変更のうち、三月以内の変更とする。

(完了届)

第八条 条例第十八条の規定による届出は、様式第五号の届出書によって行わなければならない。

別表第一（第二条関係）

六 路外駐車場に関する整備基準

路外駐車場（専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車（いずれも側車付きのものを除く。）の駐車のためのものを除く。）を設ける場合においては、車いす使用者用駐車施設を一以上設けるとともに、次に定める基準に適合するものとする。

イ 路外駐車場の出入口から車いす使用者用駐車施設までの経路の距離ができるだけ短くなる位置に設けること。

ロ 路外駐車場の出入口付近に、車いす使用者用駐車施設が設けられている旨を見やすい方法により表示すること。

ハ 車いす使用者用駐車施設から路外駐車場の出入口までの通路の構造は、車いす使用者の円滑な通行に配慮したものとする。

別表第二（第三条、第五条関係）

生活関連施設又は特定生活関連施設の区分	図書	
	種類	明示すべき事項
路外駐車場	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
	平面図	縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地の接する道の位置、路外駐車場及びその出入口の位置、敷地内の車路の位置、車いす使用者用駐車施設の位置及び幅並びに路外駐車場の出入口から車いす使用者用駐車施設までの通路の位置及び幅（当該通路が段、排水溝又は傾斜路及びその踊場を有する場合にあっては、それらの位置及び幅を含む。）

別表第三（第四条関係）

六 路外駐車場

第一条に規定する路外駐車場のうち、自動車の駐車のために供する部分の面積が五百平方メートル以上のもの（その利用について料金を徴収するものに限る。）



〒344-8577

埼玉県春日部市中央七丁目2番地1

春日部市役所都市整備部都市計画課

電話 048(739)6841 内線 3713